

60周年記念行事名義ロゴマーク・キャッチフレーズ 使用ガイドライン

周年事業名義

表記は以下のとおりとします。

英語：The 60th Anniversary of Japan-Laos Diplomatic Relations

日本語：日ラオス外交関係樹立 60周年

キャッチフレーズ

表記は以下のとおりとします。

英語：60th Anniversary of Japan-Laos Diplomatic Relations – A Milestone For Our Bright Future

日本語：日ラオス外交関係樹立 60周年 輝く未来の一里塚

ロゴマーク:種類

正式ロゴマークは、英語版のみです。色は、カラー版とモノクロ版の2種類があります。



カラー



モノクロ

ロゴマーク:サイズ

1. サイズは拡大・縮小をしてもかまいません。ただし、ロゴマークの縦横比は変えないで下さい。
2. 拡大・縮小にあたっては、ロゴマークに含まれる文字部分が判読できるように表示して下さい。
3. サイズ変更(画素数の変更を含む)を行ったデータを再配布しないで下さい。

ロゴマーク:構成

1. ロゴマークの絵柄と文字の配置は換えないで下さい。
2. ロゴマークの絵柄や文字を分解したり、再編集しないで下さい。

ロゴマーク:レイアウト

1. ロゴマークの範囲に他の文字やデザインが接したり、重ならないように配置して下さい。
2. ロゴマークとそれ以外の文字やデザインとの間には一定の間隔をあけて、一体化したデザインと見われないようにして下さい。

ロゴマーク:色彩

1. ロゴマークに使用されている色又はそれに近い色を背景の色として使用しないで下さい。
2. 色の変更は行わないで下さい。

周年行事名義 ロゴマーク、キャッチフレーズの使用例

ウェブサイト、ポスター、便箋、パンフレット、イベントプログラム、日ラオス外交関係樹立 60 周年関連出版物、看板、イベント入場チケット、名刺、包装紙、新聞雑誌広告、啓発品(T シャツ、カレンダー、バッジ、シール、うちわなど)など。

周年行事名義 ロゴマーク、キャッチフレーズの使用に伴う注意事項

1. 周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズ(以下ロゴマーク等)の使用は、事業認定された 事業等についてのみ認められます。使用期限は原則として、2015 年 12 月 31 日です。
2. 他の事業主体へのロゴマーク再配布等のロゴマークの無断使用は禁止します。
3. 日ラオス外交関係樹立 60 周年認定事業終了後に提出する報告書の内容にロゴマーク等を使用した製作物についての記述(サンプルや写真を含む)を加えて下さい。
4. 使用後のロゴマークの清刷り及びデータについては、事業主体が責任を持って処分・消去を行って下さい。
5. 事業に関わるすべての責任は、事業主体が負うものであり、ロゴマーク等の付与によって駐日ラオス大使館、日本外務省が責任を負うことは一切ありません。
6. 日ラオス外交関係樹立 60 周年記念事業認定後、事業内容に大幅な変更がある場合には、駐日ラオス大使館に届出を行って下さい。事業の中止又は不適當な事業実施となることが判明した場合、事業認定を取り消し、ロゴマーク等の使用についても取り消すことがあります。

お問い合わせ

〒106-0031

東京都港区西麻布3-3-22

駐日ラオス大使館

Tel: 03-5411-2291(代表)、03-5411-2292

Fax: 03-5411-2293

E-mail : laoembassytokyo@gmail.com